

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

対象

身体や精神に障がいのある児童を監督・保護している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している方

持ち物

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・個人番号カードまたは通知カード
- ・印鑑
- ・請求者名義の通帳またはキャッシュカード
- ・特別児童扶養手当認定診断書

対象児童が身体障害者手帳や療育手帳の発行を受けている場合、その等級によっては、手帳の写しを提出することで診断書を省略することが出来ます。

《療育手帳》最重度(A1)、重度(A2)
《身体障害者手帳》1・2・3・4(一部)級

支給額(令和2年4月から適用)

- 1級 52,500円
- 2級 34,970円

支給制限

受給者及びその配偶者若しくは扶養義務者の所得が支給制限以上の場合は、支給が停止されます。又、児童福祉施設等へ入所した場合は支給されません。

支給月

4月・8月・11月

申請場所

町民福祉課

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

大台町福祉手当

町独自の制度で、大台町に住所があり、障がいを有する方及び要介護者への手当です。

対象

- ・基準日前(毎年12月1日)1年以上引き続いて大台町に在住し、在宅の要介護者・障がい者又はその者を監護する方
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、1級・2級に該当する方
- ・知的障がいの程度がAに該当し、療育手帳の交付を受けた方、又は同程度と判定された方
- ・要介護5に該当する方